

令和 4 年度第 2 回遠野市部活動検討委員会

# 休日部活動の地域移行に向けた取組み

令和 5 年 2 月 22 日

遠野市教育委員会



# 本日の検討委員会の流れについて

## ○第2回遠野市部活動検討委員会での報告及び協議内容

### (1)事務局説明 (報告・協議)

- ①【報告】第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見について
- ②【報告】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについて
- ③【報告】アンケート調査の結果について  
・児童生徒、保護者、スポーツ団体（R5.1月～2月に実施）
- ④【協議】部活動の地域移行の受け皿について

### (2)意見交換

- ①学校代表
- ②保護者代表
- ③体協、芸文協、スポ少団体等代表
- ④教職員代表

# 第1回検討委員会での確認事項

## 確認事項

「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」改革の方向性（R4.6月・8月）

- 休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：**令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
- **平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組む**ことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

## 取組内容の確認

「**持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革**」

### ○ 改革の方向性

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築。
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築。
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備。

生徒のニーズに応じた休日地域部活動の機会の確保

教職員の働き方改革としての部活動の在り方の見直し

## 意見の集約

「各団体代表検討委員からの意見集約」

### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （1）地域移行の在り方について：①

- ①**土日のみ地域移行ではなく、将来的な平日の地域移行まで視野に入れて検討すべき。**
- ②部活開始まで学校で宿題をするなどの時間の使い方をするのが良いのでは。部活までの宿題タイムに勉強を教える人を配置すれば、学力向上と一石二鳥をねらえるのではないか。
- ③子供に係わる大人が増えることが、子供たちにとって多様なライフスタイルを知ることに関わり、様々な経験を促し、視野を広めると共に地域愛を涵養し、将来的にふるさと遠野へ帰る動機づけをすることができると考えているため、部活動の地域移行は一日も早く行うべき。
- ④**各中学校にしかない部活動もあり、学校の枠を越えて活動できるような環境づくりが出来ればと思う。**
- ⑤オーストラリアでは部活動は一切なく、授業が終わると生徒も先生も一斉に帰宅し、生徒たちはそれぞれの地域で自分のレベルにあったスポーツクラブに参加し活動する。このような取り組みは理想だなと感じたことを覚えている。
- ⑥**可能性としては、最初は地域移行のモデル的なものでやっていく方向が良いのでは。**
- ⑦少子化により、この先、部活動のチームが組めず合同チームという考え方もあるので、そこも含めて検討していかなければならないと感じる。
- ⑧文化芸術の視点から見ると、中学生となるといろいろな事を吸収する年代でもあることから、指導者の教え方によっても全く違う方向に行く可能性もある。
- ⑨吹奏楽を例にとると、日によって指導者が異なると戸惑う子供たちも出てくると思う。そのような観点から子供たちのことを考えると、できるだけ文化芸術分野に関しては、同じ指導者が子供たちを見ながら育てていくというのが、理想なのかなと思う。

### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （1）地域移行の在り方について：②

- ⑩この改革には教員の負担軽減の目的もあるが、子供たちのために良い環境を整備する必要があると思うので、共に知恵を出し合って検討していきたい。
- ⑪休日の指導で事故が起きた際の、責任の所在のことも考える必要がある。
- ⑫生徒数が減少していく中で部活動が成り立たない状況が中学校でも出てきており、この流れが今後加速していくと思われる。
- ⑬どこの中学校に入学したとしてもある程度、同じように部活動を実施できる機会が与えられ、自分が希望する部活動が出来るというようなシステムの構築が必要だと感じる。
- ⑭長期的視野に立ち、ただ休日の地域移行だけで考えるとトラブル続きで上手くいかないのでは。
- ⑮ある程度高いレベルでの活動を希望する生徒や、生涯スポーツ等として活動を楽しみたいという生徒等、多様な選択肢があってもいいと感じる。
- ⑯海外では時間によっては、きちり学校と地域クラブの責任の所在がはっきり区分けされているので、各々がそれぞれ責任を持って子供たちを見守るという点では、見習うべき点と思う。
- ⑰既存の部活動を維持するのではなくて、今まで無かった部活動（例えばeスポーツだったり、将棋や囲碁）を導入する良い機会だと感じる。
- ⑱各々の中学校の部活動では無く、遠野市の部活動ということになれば教員も地域の方も参加しやすいのでは。
- ⑲生徒数が減少する中、季節によって部活動の種目を選択できるようにしてはどうか。



### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （2）地域移行の受け皿について

- ① 3～4年前くらいに、各スポーツ団体に地域移行した場合に受け入れ可能かという調査があったが、その調査を参考にしているかどうか。
- ②働いている指導者は日中に活動しづらいことから、土曜日の夕方若しくは夜の活動が現実的。
- ③ある程度の方針を出してそれに対応できる団体を募るのが良いのではと思う。
- ④指導者への謝礼の補助も気になる点。どれほどの予算を確保しているか現段階の見込みで構わないので具体的な数字があれば示してほしい。
- ⑤運用するための窓口を明確にする必要がある（補助金の照会やコーチの斡旋等、積極的に各スポーツ団体に情報提供してほしい）。
- ⑥体育協会として地域移行の際の窓口はやらなければならないのかなということは感じていた。
- ⑦市内にある総合型地域スポーツクラブNPO法人オヴェンセでは、中学校の部活動にも対応できるよう検討しているかと話が出ている所である。
- ⑧子供たちに選択肢に無いからそれを選んでいるだけで、選択肢がたくさんあれば、子供たちに様々な競技の機会を与えたり楽しさを教えられるのかなと感じる。
- ⑨受け皿の団体がどのようなものがあるかというのを調査して、子供たちに出来そうな活動を今日のような会議で選定するのも一つの方法では。

### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （3）中体連等の大会参加の在り方について

- ①上部団体の県中体連等の方針はこれから示されると思われるので、その動向を注視しながら進めていく必要があると感じている。
- ②中体連の大会があると勝敗が付くこととなり、同じ目標に向かって取り組んでいかなければならない部分があるので、その辺も考えていかなければならないのかなと感じる。
- ③中体連の参加の取扱いについて、クラブチームでの参加を可能とする通知が発出されており、県中体連では検討している段階ではあるとのこと。
- ④県中体連としての方針が決定するのは、まだまだ先になると思うことから、休日の地域移行については、最初から良い環境でスタートするのは難しいだろうと感じている。
- ⑤大会に勝つという目標が消えるだけで、教員も生徒もだいぶ負担が軽減されるのではないかと思う。

### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （4）教員の働き方改革について

- ①国が示した方針について、休日の部活動から段階的に地域移行していく考え方というのは、第一に教員の負担軽減という視点での方針だと感じる。
- ②教員の立場からすると、子供たちからの視点を考えたときに、はたしてどうなのかなという所でギャップがあると思う。
- ③教員としては既存の部活動を守るというよりは、新しいシステムの中で自分たちの働き方改革をしつつも、子供たちと関わっていく新しい道を模索していく所で協力していきたいと感じている。
- ④教員は平日も土日も関係なく生徒と一緒に活動しているので、出来るだけ子供たちに良い思いをさせたい、成就感を持たせたいと思ってやっていると思う。
- ⑤教員は生徒のことを第一に考えるので、結局は、休日も指導しなければならないと感じる先生もかなりいると思う。
- ⑥平日の部活動を休日の試合や大会に繋げるよう取り組んでいるので、休日だけ部活動を切り離されても現場としては困ると思う。
- ⑦また、休日だけ地域の方と連携して指導したとしても、地域の方に気を使ってしまって、ぎくしゃく感が出てしまうことが想定される。



### 3 報告（1）：第1回遠野市部活動検討委員会に係る意見一覧表

#### （5）指導者について

- ①スポーツ少年団は、体育協会の組織の一部となっており、市内には30弱の団体が存在し、指導者の人数も団体によって差がある。
- ②30弱あるスポーツ少年団の内、三分の一位は中学生の部活と並行している少年団で、他の三分の二は小学生主体のスポーツ少年団となっている。
- ③少年団の指導者は大抵働いている方がほとんどで、土日を主体とした活動であれば関われる方がいるだろうということは想定される。また、平日であれば、夕方から夜の指導ということになると思う。
- ④今、日本スポーツ少年団では、指導者の底上げのためスタートコーチ制度というのがある。
- ⑤**スタートコーチ制度の導入により更新講習の受講や登録料の発生等、指導環境もだいぶ変化してきている現状で、指導者の減少への懸念や支援の必要性を感じる。**

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについて（R4年12月：一部抜粋）

## 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- スポーツ庁と文化庁は令和4年12月27日「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表した。
- 令和5年度から3年間としていた公立中学校部活動の地域移行の目標達成時期を見直し、「可能な限り早期の実現を目指す」とあらためた。
- 11月17日から12月16日まで、ガイドライン案について意見を募集した結果、「3年間の移行達成は現実的に難しい」という意見が相次いだことを受け、当初の計画を見直し、令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるが、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」と明記した。

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望まし

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

※遠野市における部活動の在り方に関する方針により活動

## II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援



# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

## Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める  
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**  
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数厳選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)



# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



## 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
（学校や地域によっては  
存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた  
段階的な体制整備

地域の実情に応じ、  
当面は併存

## 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

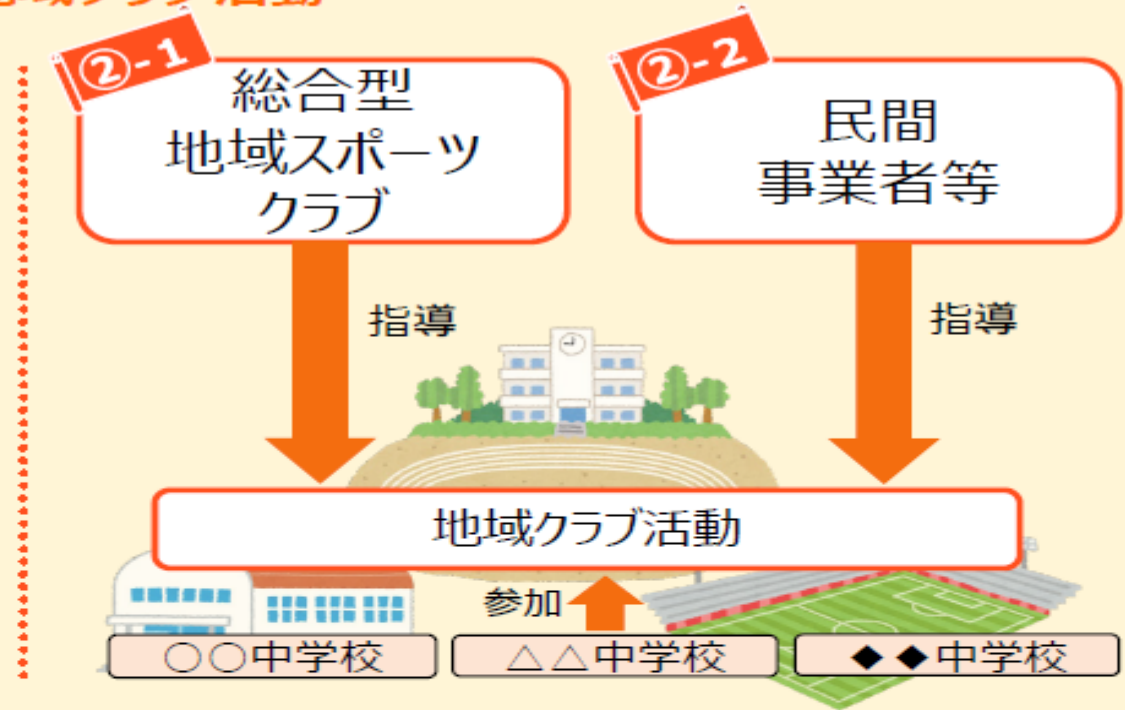
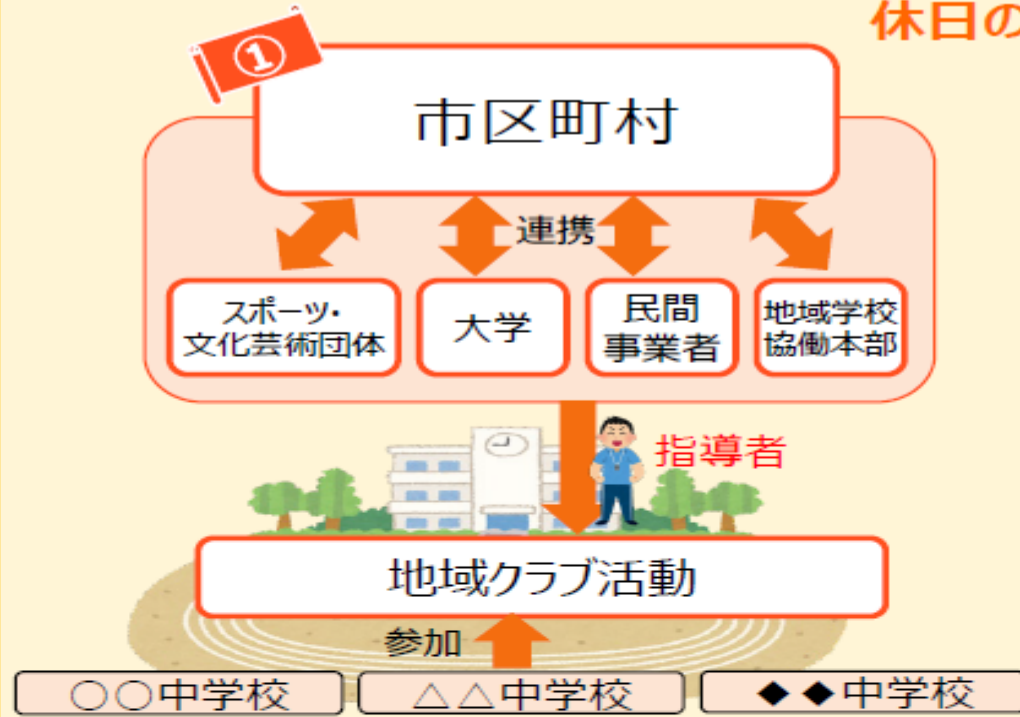
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



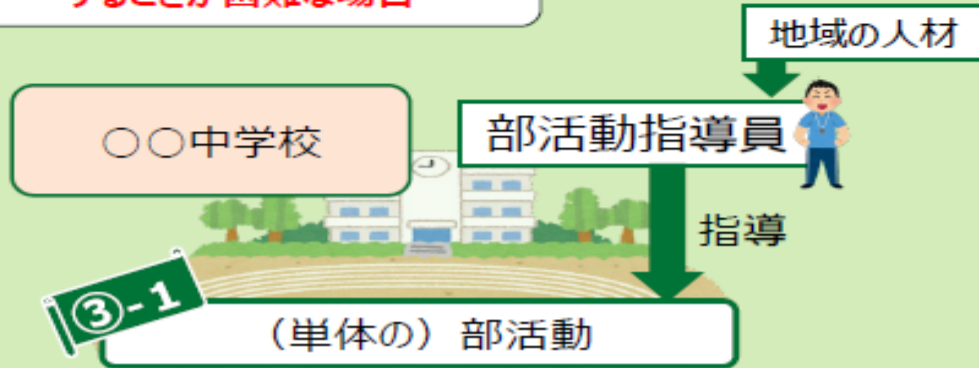


## 休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

## 学校部活動の地域連携

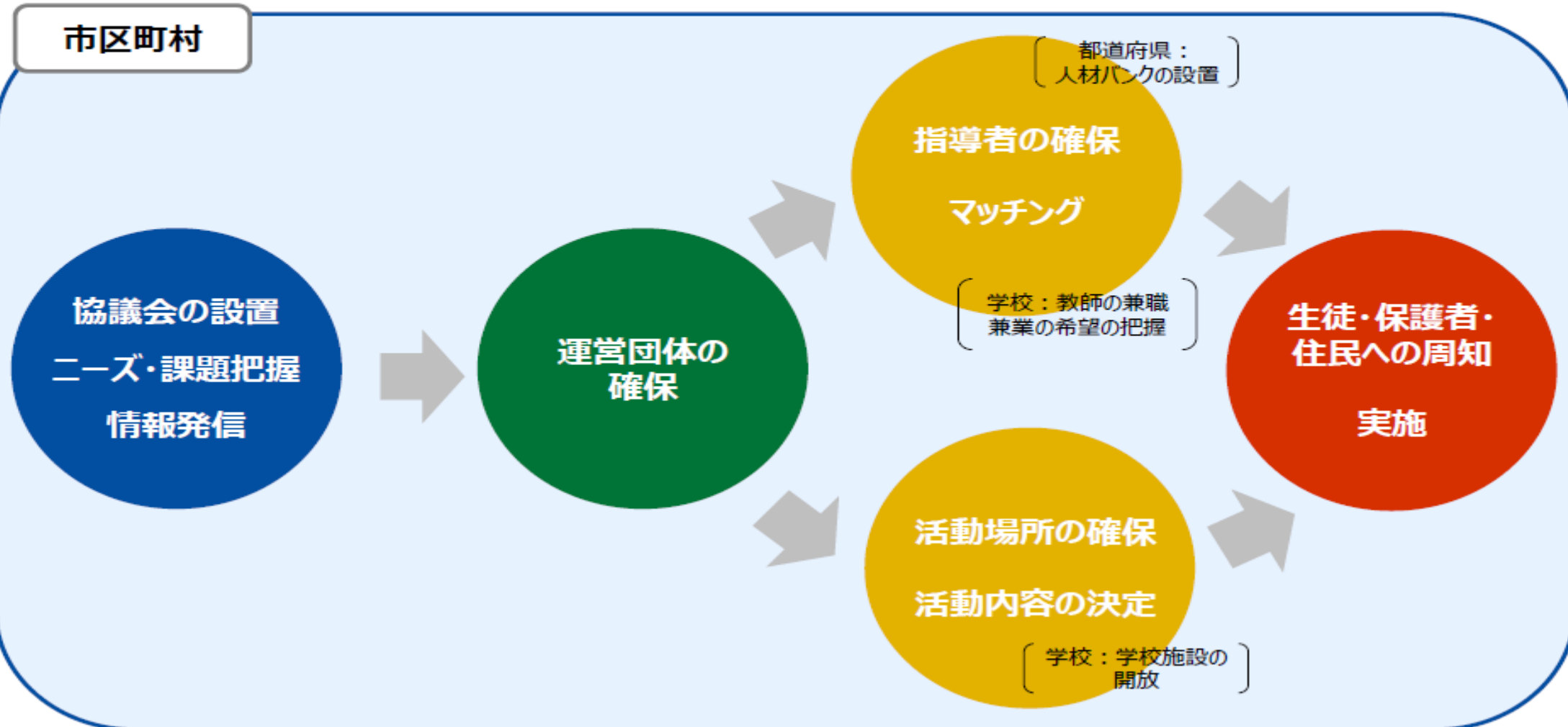


# 休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



# 休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・協議会を設置</li> <li>・方針の提示</li> <li>・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・指導者の発掘・把握</li> <li>・人材バンクの設置</li> <li>【教育委員会】</li> <li>・兼職兼業の規定・運用の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・活動を広く周知</li> </ul>
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・教育委員会等とも連携し、協議会を設置</li> <li>【協議会】</li> <li>・関係者へのヒアリング等を実施</li> <li>・ニーズ・課題を把握</li> <li>【スポーツ・文化主管課】</li> <li>・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】</li> <li>・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保</li> <li>【協議会】</li> <li>・運営団体との連携体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・人材バンクの活用</li> <li>・地元の民間企業・大学等との連携</li> <li>・地域人材の掘り起こし</li> <li>【協議会】</li> <li>・運営団体・実施主体とのマッチングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保</li> <li>・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</li> <li>【協議会】</li> <li>・地域クラブ活動における活動内容を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・活動を周知し、実施</li> </ul>
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記協議会への参画</li> <li>・上記ヒアリングの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記取組への協力・参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材バンクへの人材登録</li> <li>・研修等を通じた指導者の質・量の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【運営団体】</li> <li>・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【運営団体】</li> <li>・活動を周知し、実施</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記協議会への参画</li> <li>・教師のニーズ把握</li> <li>・生徒・保護者のニーズ把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の兼職兼業の希望の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ルールに基づく学校施設の開放</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有</li> <li>・地域クラブ活動について周知</li> </ul>

# 部活動に関するアンケート調査について（期待されること等）

## 1 いろいろな種目から選べる

- ・ 様々な種目からやってみたい種目を選ぶことができ、選択肢が増える。

## 2 自分にあったペースを選べる

- ・ 仲間とその種目の活動を楽しみたいという人や、競争や試合などを通して競技力の向上を図りたいという人、それぞれが希望する場で活動できる。

## 3 経験のある指導者から指導を受けることができる

- ・ 指導者はその種目の指導経験のある地域の方が想定されるので、競技力の向上が期待できる。

## 4 複数の種目や新しい種目に参加できる

- ・ 「スポーツ活動にも参加し文化芸術活動にも参加」など、複数の種目の活動に参加できる。

# 部活動に関するアンケートについて（課題・不安等）

## 1 指導者（受け皿）の確保

・これまでの学校部活動は、経験の有無を問わず、教員が顧問を務めていた。地域部活動は、活動を支えるための指導者を確保することへの不安がある。

## 2 指導者の適正への不安

・平日と休日の指導方法の違いや、**指導者の地域部活動に係る適正（体罰・ハラスメント）な指導への不安。**

## 3 活動場所までの移動

・各中学校の体育施設や校舎などの公共施設を有効に活用することが考えられるが、希望する種目や住んでいる地区によって送迎への不安がある。

## 4 地域部活動の運営について

・地域部活動の受け皿となる団体が、学校部活動や関係団体と連携し、円滑な運営ができるような体制を構築する必要がある。



# 休日の部活動に関する要素について（遠野市の取り組み）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
市区町村	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置</p> <p>【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握</p> <p>【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保</p> <p>【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築</p>	<p>【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし</p> <p>【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施</p>	<p>【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</p> <p>【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施</p>

## ◆ 検討委員会の設置 ◆ ニーズ・課題の把握

- 部活動に関するアンケート調査の実施
  - 小学校 5年生・6年生
  - 中学校 1年生・2年生
  - 小学校 5年生・6年生の保護者
  - 中学校 1年生・2年生の保護者
- 休日の学校部活動の段階的な地域移行に係るアンケート
  - スポーツ少年団
  - 総合地域スポーツクラブ
  - 社会教育関係団体
  - 種目別競技団体

## ◆ 地域スポーツ・文化活動を担う運営団体の確保 ◆ 運営団体との連携体制を構築

- 部活動の段階的な地域移行の考え方
  - ⇒ スポーツ団体へのアンケート結果や、地域の実情に応じて可能な限り早期の「部活動の地域移行」を目指すという国の方針に従い、すべて同じように移行するというやり方ではなく、種目や地域の特性に応じ柔軟に進めていく。
  - ⇒ **遠野市においては、スポーツ・文化活動の実情に応じて可能な範囲からできるものを実施していく。**

## ◆ 地域人材の掘り起こし

## ◆ 運営団体・実施主体とのマッチング

- ⇒ 「休日の学校部活動の段階的な地域移行に係る」アンケート調査により、学校部活動の地域移行について、受皿（連携）団体として考えている団体について、団体の意向をふまえ試行的に地域移行へ向けた体制を構築していく。

# 部活動の地域移行の受け皿について

## 移行にあたっての現状と課題

### 1 地域部活動の運営主体・移行形態の検討

- ① 学校部活動以外で、中学生向けに任意に設置している運動又は文化活動団体。
- ② 学校部活動を補完する形で設置している、いわゆる「保護者会活動」や「スポーツ少年団」活動からの移行。
- ③ 学校とは別に、地域で既に行われているスポーツ少年団活動からの移行。

### 2 活動日・活動回数・活動時間等の検討

- ① 休日型：休日のみ地域日活動で、平日のみ学校部活動。
- ② 全日型：全て地域部活動で学校では、地域部活動担当の設置が必要。
- ③ ガイドラインに沿った活動回数と活動時間の決定。

### 3 活動場所の検討

- ① 休日型：市の施設・学校施設での活動の検討。
- ② 全日型：市の施設・学校施設での活動の検討。
- ③ 地域の活動に対する学校施設の開放や、公的な体育施設の利用料減免または免除等についての検討。

### 4 費用負担の検討、財源の確保

- ① 運営費用としては、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品 代の共用用具等）、運営主体の事務に係る費用等。
- ② 地域運動部活動は学校外の活動であるため、運営費用は受益者負担が原則であることから、受益者負担の考え方については、保護者に十分な説明を行い、理解を得る必要がある。
- ③ 一方で、受益者負担が発生することでスポーツ活動に参加できなくなる生徒が発生することを防ぐ必要があることから、公的な支援について検討が必要。

### 5 指導者研修について

- ① 指導者は、当該種目の指導力だけでなく、適切で効果的な指導を行うため、指導者として必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応などの知見を身につける等、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必要。

## 今後の基本方針

- ◎ 地域移行の推進にあたっては、スポーツ・文化活動の実情によって様々な違いがある現状から、すべて同じように移行するというやり方ではなく、競技や地域の特性に応じて可能な範囲からできるものを実施していく。  
「休日の学校部活動の段階的な地域移行に係る」アンケート調査により、学校部活動の地域移行について、受皿（連携）団体として考えている団体について、団体の意向をふまえ試行的に地域移行へ向けた体制を構築。

## 令和5年度の主な具体的取組

### 地域部活動実践モデル事業の検討

- ◎ 地域部活動の受け皿を希望する団体等について、モデル部活動の実践の検討。

### 地域部活動の運営主体・移行形態の検討

- ◎ (仮称) 遠野市地域部活動（スポーツ・文化活動）の運営体制（コーディネーター配置）の構築。

### 費用負担等の検討

- ◎ 地域部活動の運営費用に係る財政的な支援の検討。

### 関係者への周知について

- ◎ 方針の内容について、関係者に周知し、理解を得て地域移行を進めていく。



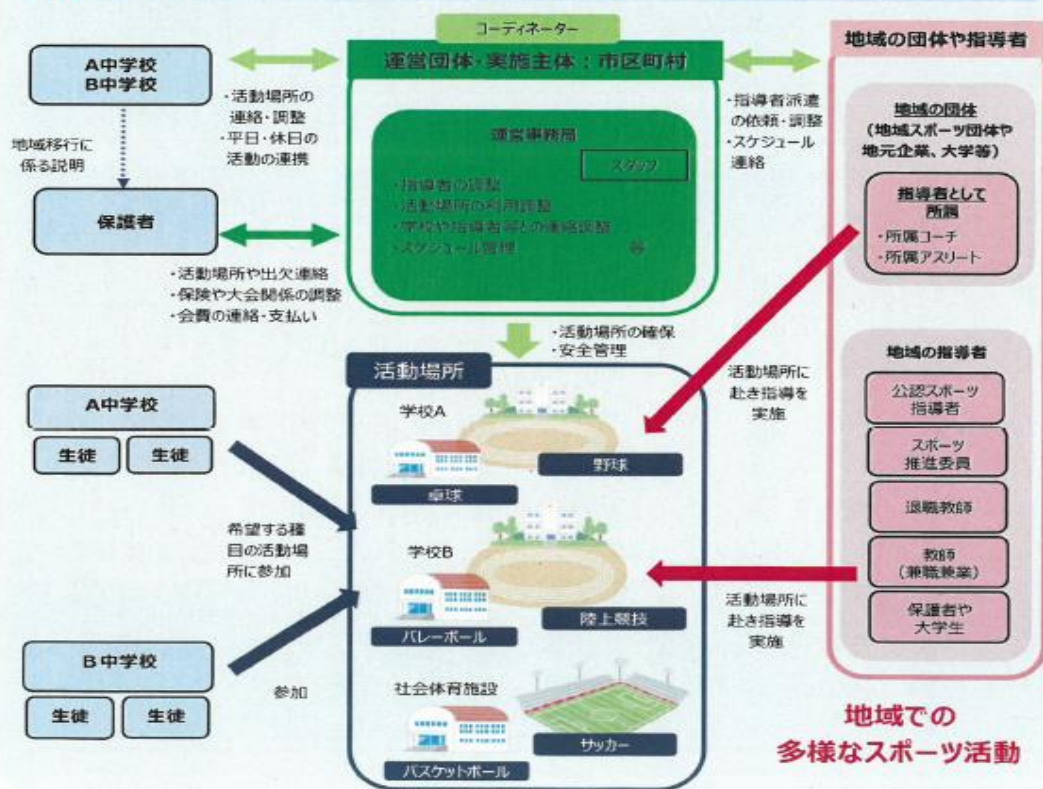
# 【参考】実践研究による運営型類型について①

## 💡 地域団体・人材活用品

### 市区町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

- 市区町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

### 体制イメージ

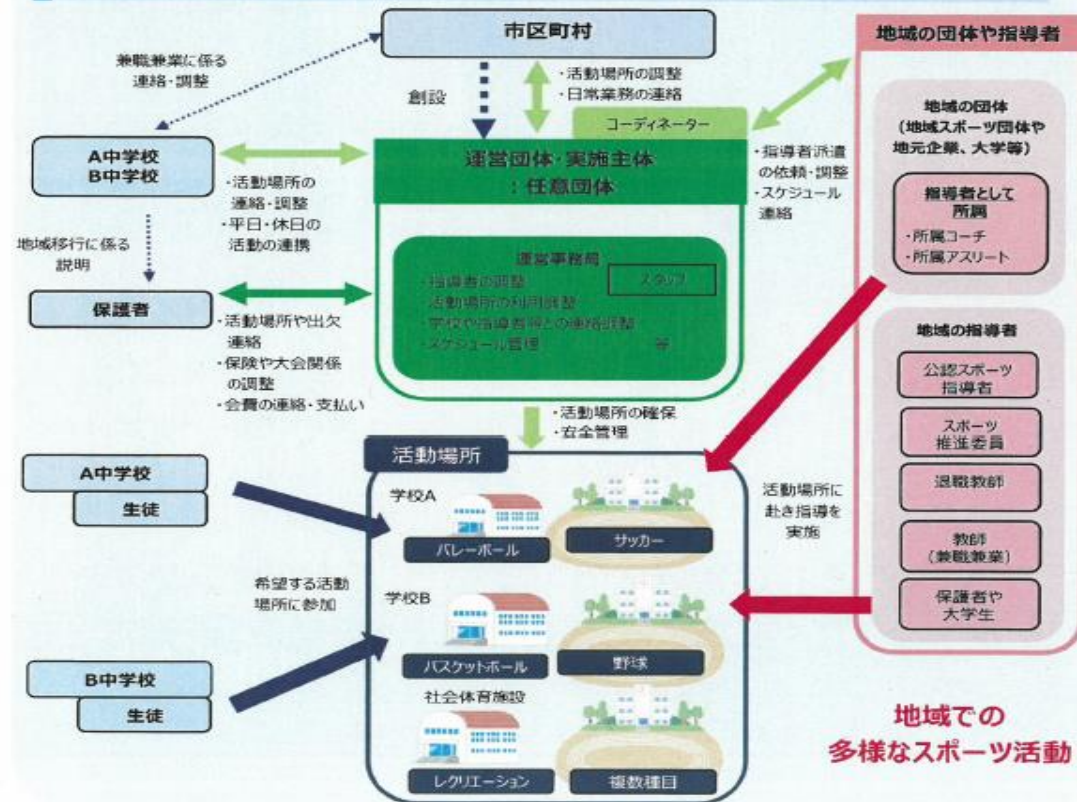


## 💡 任意団体設立型

### 市区町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

- 一般社団法人や協議会等からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 運営事務局は、地域の指導者である、例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

### 体制イメージ





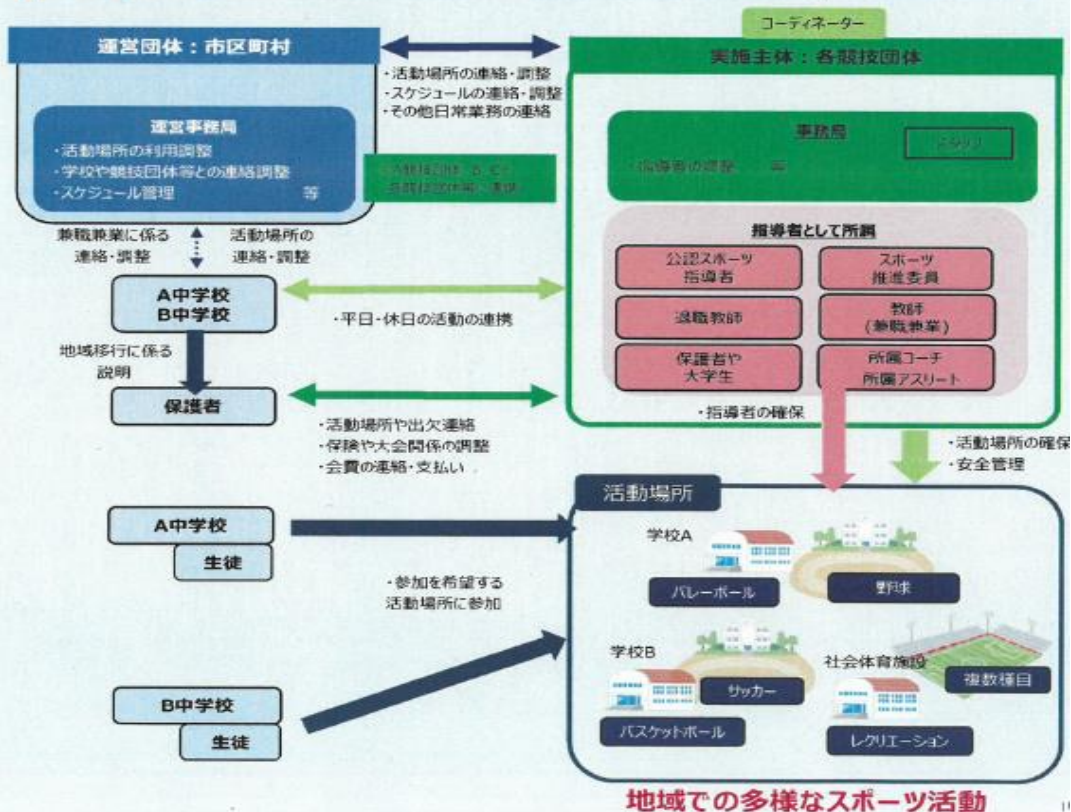
# 【参考】実践研究による運営型類型について②

## 💡 競技団体連携型

### 市区町村が運営事務局となり、競技団体と連携

- 市区町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。

### 体制イメージ

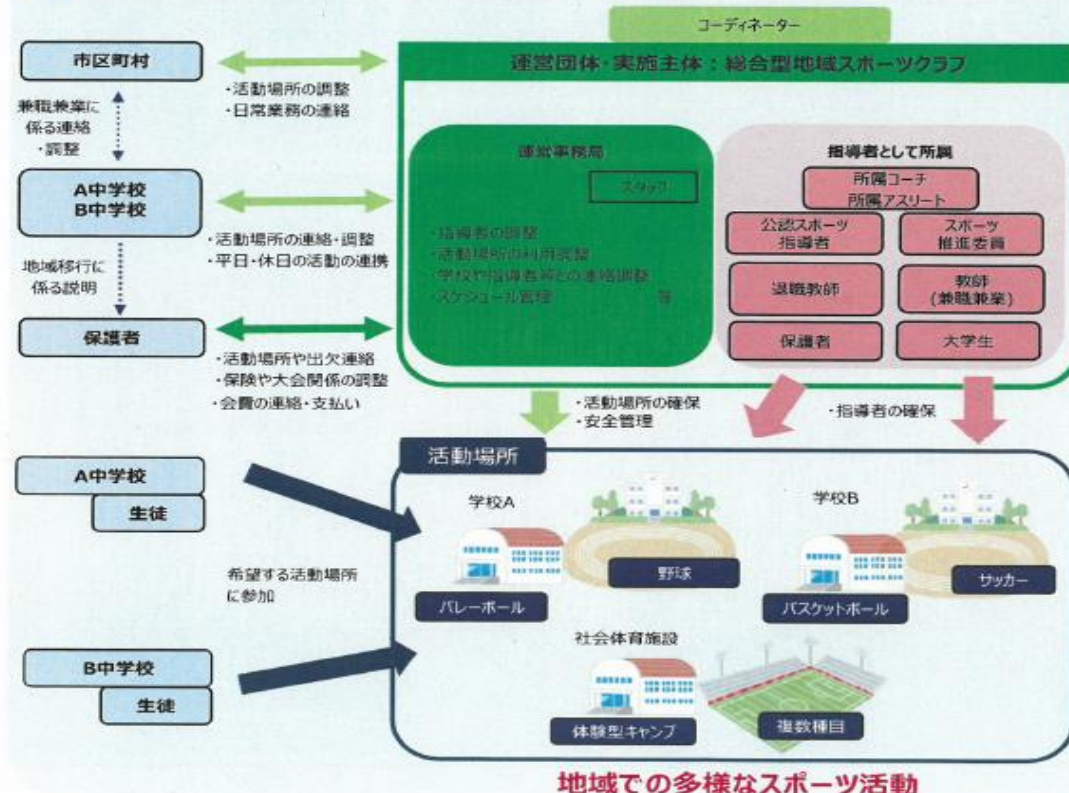


## 💡 総合型地域スポーツクラブ運営型

### 総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

- 市内の一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

### 体制イメージ





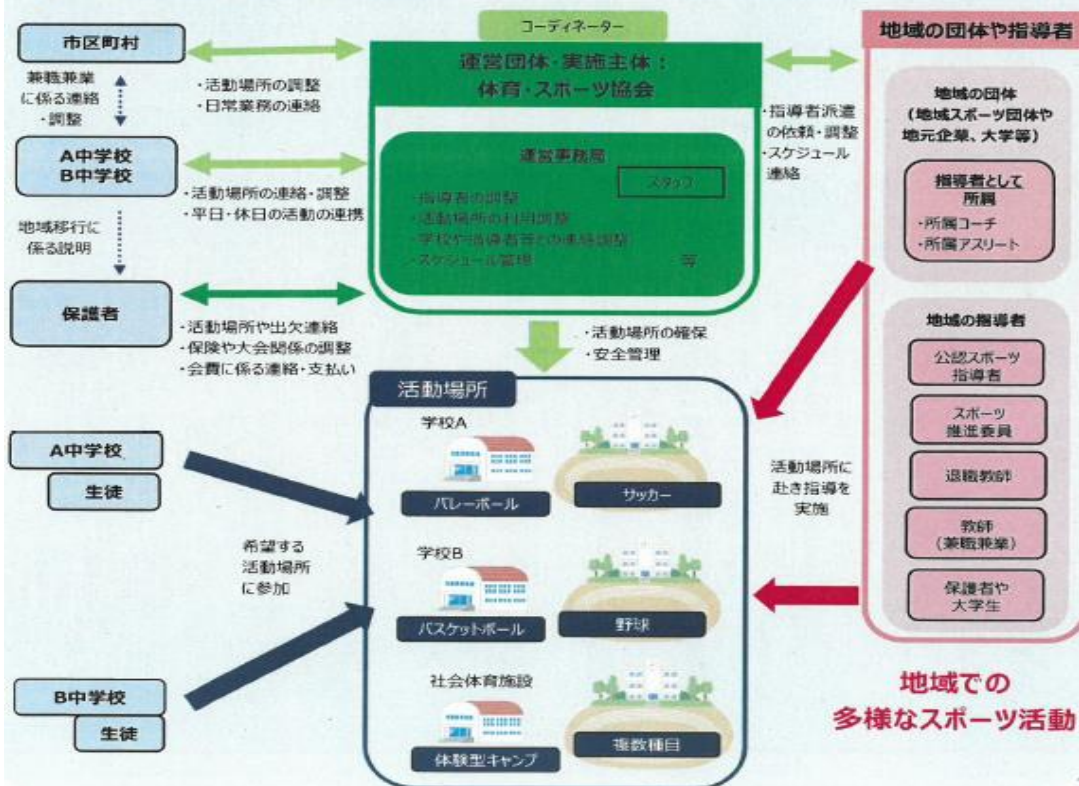
# 【参考】実践研究による運営型類型について③

## 💡 体育・スポーツ協会運営型

体育・スポーツ協会が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・ 体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・ 体育・スポーツ協会は、地域の指導者である、例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

### 体制イメージ

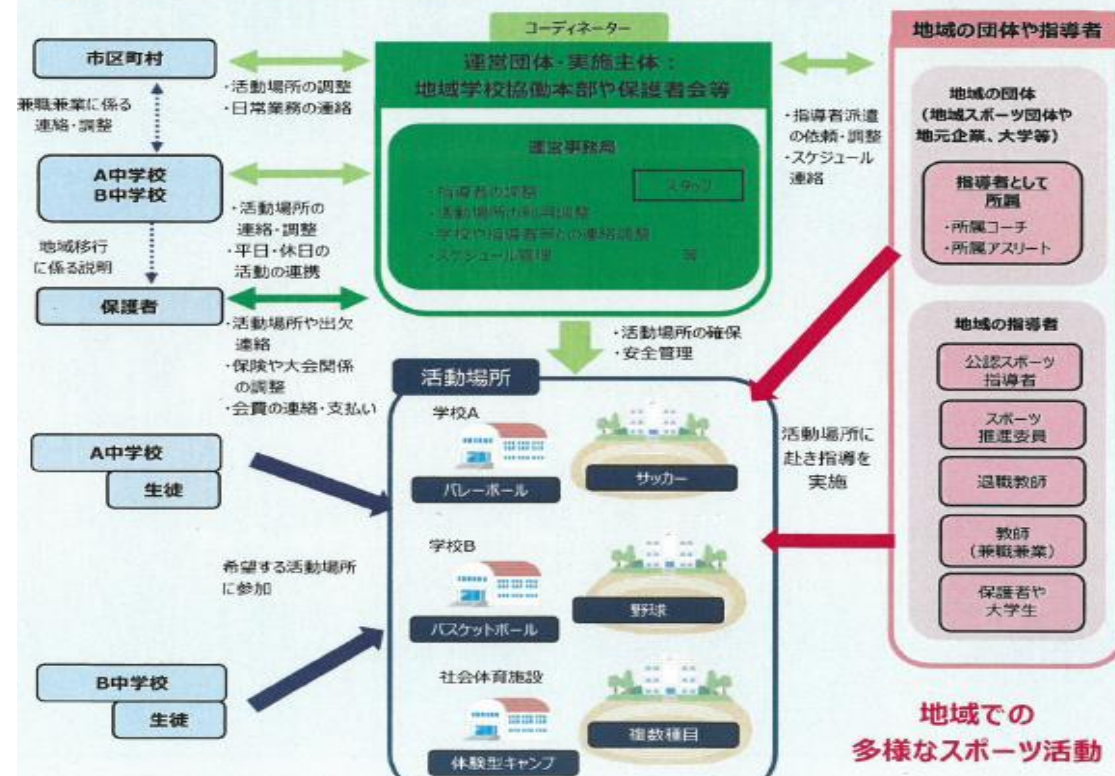


## 💡 その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

- ・ 地域学校協働本部や保護者会等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・ 運営事務局は、地域の指導者である、例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者を派遣する。

### 体制イメージ





# 【参考】一関市地域部活動制度実施要綱について

## 一関市地域部活動制度実施要綱

### (趣旨)

第1 生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の実現に向けた体制を整備するため、地域部活動制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この告示において「地域部活動」とは、地域でのスポーツ、文化等の団体活動を通じて生徒の健全育成を図るための団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第3条に規定する中学校に在籍する生徒が、自主的に加入し、活動を行うことができる団体であること。
- (2) 加入する生徒が在籍する学校における学校部活動で行われているスポーツ、文化等の種類以外の活動を行う団体であること。
- (3) 民主的な運営と透明性が確保されている団体であること。
- (4) 学校及び加入する生徒の保護者との連携及び協力が行われる団体であること。

2 この告示において「地域部活動制度」とは、地域部活動が学校部活動に準ずる団体として、一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録する制度をいう。

### (組織)

第3 地域部活動に、代表者及び指導者を置く。ただし、職務の状況により兼ねることができる。

- 2 代表者は、地域部活動を代表し、地域部活動の運営を統括する。
- 3 指導者は、地域部活動における活動の実技等の指導を行う。
- 4 前3項の規定にかかわらず、地域部活動の運営の庶務を行うため、地域部活動に事務局を置くことができる。

### (指導者の要件)

第4 指導者は、教育現場にふさわしい人格と意識をもっている者であって、部活動指導の経験を有し、地域部活動における活動の実技等において専門的指導ができる18歳以上の者（高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は指導者としなない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 一関市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (代表等の責務)

第5 地域部活動の代表及び指導者は、当該地域部活動に加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 実技の指導
- (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
- (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
- (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校部活動顧問への連絡その他の必要な対応
- (6) 前各号のほか、地域部活動の指導に関し必要と認める事項

### (登録)

第6 地域部活動は、学校部活動に準ずる団体として、地域部活動制度の登録をすることができる。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、地域部活動届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) 加入する生徒が在籍する学校（複数のときは、加入する生徒数が最も多い学校とする。）の校長が、地域部活動として登録することが適切であることを認める書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、前項の届出をした団体が地域部活動に該当すると認めるときは、地域部活動制度の登録を行い、当該団体に通知するものとする。

4 前項の登録をした団体（以下「登録団体」という。）は、第2項により届け出た内容に変更があったときは、速やかに、地域部活動登録変更届出書（様式第2号）に、必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

5 登録団体は、地域部活動に該当しないことになったときは、速やかに、地域部活動登録取消届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の届出があったとき及び登録団体が地域部活動に該当しないことになったときは、地域部活動制度の登録を取り消すことができる。

### (大会参加)

第7 地域部活動が学校の許可を必要とする大会に参加する場合は、校長の承認があるときに限り、大会に参加できるものとする。

### (適正な運営の確保等)

第8 地域部活動の活動は、生徒の健全育成のため、一関市部活動の在り方に関する方針を踏まえ、練習時間及び休養日を適切に設定するよう努めるものとする。

2 教育委員会及び校長は、地域部活動制度の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

### (補則)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

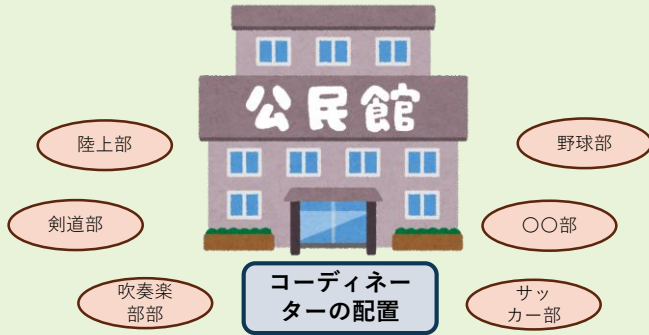
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 遠野市部活動地域移行の将来的なイメージ（案）について

## （仮称）遠野市地域部活動（スポーツ・文化活動）の運営体制（案）

○事務局の受け皿になりうる団体例

体育協会、スポーツ少年団、競技団体、教育委員会、総合型地域スポーツクラブ、NPO等の民間団体



### ◆ 運営事務局が行う業務内容（例）

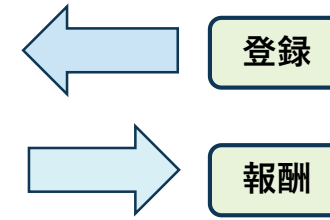
- ・ 地域指導者の確保
- ・ 地域指導者の資質向上のための研修会
- ・ 地域指導者のへの報酬等の支払い
- ・ 生徒や指導者の傷害保険加入事務
- ・ 事務局の運営（職員の雇用や予算管理）
- ・ 学校との連絡調整

### ◆ 財源

- ・ 保護者からの会費
- ・ 自治体からの財政支援等

○競技単独での事務局や複数校を対象とした事務局の設置

- ・ 運営資金の確保、
- ・ 事務局職員の確保
- ・ 組織運営のノウハウの蓄積



地域部活動の指導を希望する教職員



### ◆ 指導者について

- ・ 指導者の確保
- ・ 指導者資格の必要性
- ・ 指導方針の共有・共通理解
- ・ 地域指導者の教育的側面に対する理解

兼職兼業申請

許可



市教育委員会



- ・ 保護者等への周知
- ・ 兼職兼業の取扱い

◆ 学校施設開放の方針  
・ 施設管理  
・ 安全管理





## 方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等の整備充実、指導者確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ活動の**最適化を図り、体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

## 事業内容

### I. 運動部活動の地域移行に向けた支援 7,669百万円 新規

- ① コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
  - ・地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ② 運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③ 指導者配置支援等体制整備等**
  - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
  - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度改革等を行う。  
(日本スポーツ協会補助・日本バラスポーツ協会補助【再掲】)
- ④ 参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む) 1/2)
  - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動に参加できなくなるような、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。

### II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 142百万円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

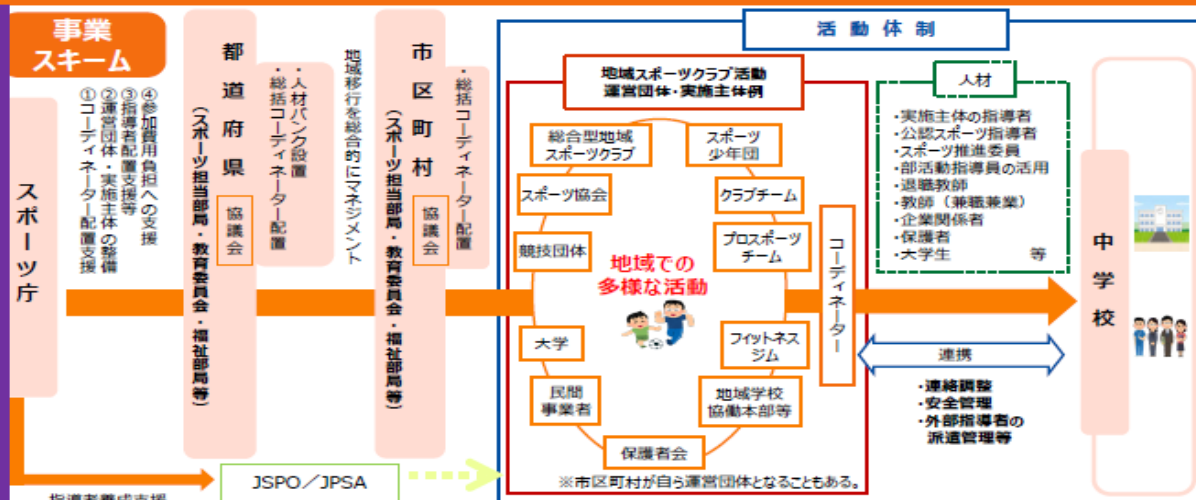
### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 366百万円 拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出(全運動部活動を地域スポーツクラブ活動とする取組、複数種目・体験型キャンプの取組等)に係る実践研究、拠点校における合理的で効率的な活動の推進、子供にとって望ましい大会の推進等に取り組む。

### IV. 中学校における部活動指導員の配置支援 2,016百万円 拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

➡ 部活動指導員の配置を充実【18,000人】



#### 体制例① <市区町村が運営団体>



#### 体制例② <民間/総合型地域スポーツクラブが運営団体>



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。  
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。  
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロバス配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。